

「男女共学化」及び「全県一学区化」の検証に関するこれまでの審議のまとめ
第4回県立高等学校将来構想審議会への部会報告(案)

I 高校教育改革の検証の実施について（諮問理由）

1. 検証の目的

- (1) 高校教育改革の進捗状況や成果・課題について、客観的かつ専門的な見地から検証する。そして、その結果を中長期的な計画の立案に反映させ、高校教育改革の取組を適正に進行管理することを通じて、高校教育改革を着実に推進し、その実効性を確保する。
- (2) 併せて、検証のプロセスと結果を適時、的確に県民に情報提供し、高校教育改革に係る県民への説明責任を向上させていく。

2. 検証の内容

「男女共学化」及び「全県一学区化」について、それぞれの施策としての合理性や有効性を含めて成果及び課題を明らかにするとともに、課題が明らかになった場合には、今後の対応の方向性についても検討する。

II 検証方法の検討について

1. 検証の実施方針

(1) エビデンスに基づいた検証の実施

男女共学化及び全県一学区化は、宮城県の高次教育の制度・枠組みを変更する施策であり、生徒及び保護者に与える影響も大きい。こうした生徒及び保護者の期待や懸念に応える検証を行うため、本審議会としては、実証的なデータを幅広く収集して分析し、エビデンスに基づいた検証を実施する。また、施策のプロセスについて、実施に向けた準備段階も含め、教育庁及び各学校の取組状況を丁寧に見ていくこととする。

(2) 高次教育の改善につなげる検証の実施

本検証の本質的な目的は、宮城県の高次教育をより良くすることであり、検証により課題が明らかになった場合には教育庁及び学校現場に対して、実効性のある改善方策を提言することにある。そのためには、特に、各学校の取組状況を的確に把握することが必要であることから、現状把握のための評価手法の検討に当たっては、学校現場からフィードバックを受けることとする。また、はじめに定量データの分析を行うが、数値だけでは測定できない部分については、ヒアリング調査などを実施し、定性的な情報も積極的に収集して分析することとする。

(3) 説明責任の確保に向けた検証の実施

平成23年9月に答申した「普通教育と専門教育の体制整備」において、教育行政の説明責任を確保していくために、教育に関する制度や施策の進捗状況や成果・課題を常に検証し、その結果に基づいて施策の見直しを図るとともに、中長期的な計画の立案に反映して

いく必要がある旨を提言している。本審議会としては、男女共学化及び全県一学区化の検証を進める中で、継続的かつ実効的な検証システムの構築に向けて検討することとし、教育施策や学校運営におけるPDCAサイクルの実践に寄与したい。

2. 検証の視点

(1) 検証の視点

| 検証の対象 | 検証の視点 | |
|---------|--|--|
| 施策のプロセス | 検証テーマに関する各種施策・取組が学校現場においてどのように展開され、どのような成果・課題が生じているのかという視点 | <ul style="list-style-type: none"> ○施策（共学化／一学区化）の当初の目的は何だったか。 ○施策の準備段階における教育庁・各学校の取組は適切だったか。 ○施策の実施後において、教育庁・各学校の取組は適切に実施されているか。 ○施策が目指した教育活動が展開されているか。弊害は生じていないか。 |
| 施策の教育効果 | 県立高校将来構想が目指す人づくりの方向性に沿った施策が展開されているかという視点 | <ul style="list-style-type: none"> ○主体的に生き抜く力が育成されているか。 ○人とかかわる力が育成されているか。 |

(2) 施策の教育効果の検証について

本審議会は、客観的かつ専門的な検証に基づき、高校教育の改善方策を提言することであることから、県立高校将来構想が目指す人づくりがされているかといった教育効果の測定は重要と考える。しかし、教育効果については、長期的な視点に立った検証が必要であることに加え、数値により測定することも非常に困難であると現段階においては認識している。そのため、はじめに、施策のプロセスに関する検証を行うこととするが、検証作業を進めるに当たっては、教育施策の最終的な目標を意識しながら、評価指標の設定やデータの解釈・評価を行っていくこととしたい。

そして、施策の検証を進めながら、教育効果の評価の在り方についても、検討していくこととする。

3. 検証の進め方

(1) 検証スキーム

- ① 施策目的とアウトカムの整理
- ② 現状把握をする。
 - ア) 施策目的とアウトカムの達成状況を把握するために、定量データを分析する。
 - イ) 定量データでは適切に検証できない場合は、ヒアリング調査など適切な調査を設計・実施し、必要なデータを収集する。
- ③ ②の現状把握に基づき、教育委員会による教育環境の整備、各学校の教育活動に関する成果と課題を抽出する。

- ④ 抽出した課題については、その解決の方向性を検討し、教育委員会への提言として取りまとめる。

(2) 現状把握の方法

はじめに、定量的なデータを分析する。その上で、定量データを補完するために、次の方法により定性的なデータを収集していく必要があると認識している。

- ① 定量的データ分析に基づきグッドプラクティス及びバッドプラクティスとなり得る学校を抽出し、ケーススタディ（事例調査）を行う。
- ② 高校の現地調査、意識調査等
- ③ 中学校の進路指導教員への意見聴取
- ④ 他県（福島県等）の事例調査

Ⅲ これまでの検証内容について

1. 男女共学化について

- (1) 男女共学化の経緯、施策の実施状況（別紙のとおり）
- (2) 評価指標の検討（資料2のとおり）
- (3) 定量データの分析

① これまでの分析方法

主に次のデータについて、学校のタイプ別（統合による共学化校・旧男子校・旧女子校）及び学校別に整理し、年次推移を確認するとともに、学校のタイプ別・学校別の特徴を分析した。

1年次生徒の男女比，一般入試出願倍率，男女別クラスの編成状況，教員の男女比不登校率，中退率，いじめ・暴力行為の件数，生徒の学校評価，運動施設の状況部活動及び学校行事の状況，共学化校の沿革，教育目標

② これまでの論点

- 学校別の学校評価データを見ると、授業や進路指導、学校施設、地域や伝統に根ざした学校の特色づくりといった項目で、学校ごとの特徴が見られる。次のステップとしては、更にデータ分析を進めるとともに、教育庁の施策プロセス及び特徴のある学校の学校経営の状況を調査することとする。
- 共学化に伴う教育環境の整備や教育活動の実施については、学校評価のデータなどを手がかりとして指標を設定した上で現状把握をしていく必要がある。

2. 全県一学区化について

- (1) 全県一学区化の経緯、施策の実施状況（別紙のとおり）
- (2) 評価指標の検討（資料2のとおり）
- (3) 定量データの分析

① これまでの分析方法

主に次のデータについて、地区別及び学校別に整理し、年次推移を確認するとともに、

地区別・学校別の特徴を分析した。

同一地区の公立高校（全日制課程）への進学割合，一般入試出願倍率
みやぎ学力状況調査（国数英）の結果，地区別の通学手段の状況

② これまでの論点

- 特定の地区・高校への志願者の集中や生徒の流出に伴う学力低下など，全県一学区化に当たって懸念された事項が生じていないか継続して見ていく必要がある。
- 一学区化前後の生徒の地区間移動のデータを見る限りでは，学校の選択肢の拡大と同時に，地域ごとに高校のバリエーションをつくって地域内の高校に通えるような施策展開が重要だと思われる。今後，教育庁の取組や各学校の特色づくりの状況を見ていく必要がある。
- 中学校への情報発信が大切であり，オープンスクールを充実させるとともに，参加した生徒の満足度を把握していく必要がある。

V 今後の検証の進め方

- (1) 高校教育改革検証部会を中心として，定量的なデータを分析して現状を把握するとともに，中長期的な検証を進めていくための指標の整理を行う。
- (2) 第2期審議会の任期中に審議内容を取りまとめ，次期の審議会に引き継ぐ。

「男女共学化」及び「全県一学区化」の経緯、施策の実施状況について

I 男女共学化について

1. 男女共学化の経緯

(1) 共学校の設置推進

宮城県では、昭和41年以降において、職業選択機会の平等を確保する観点から、専門学科を有する県立高校の共学化を進めてきた。また、昭和48年度以降に新設した県立高校(16校)は、全て共学校としている。

(2) 県立高校将来構想有識者会議における検討

県立高校将来構想有識者会議は、平成12年2月から8月にかけて今後の中長期的な県立高校の在り方について検討し、共学化については、学校の小規模化による再編校以外の高校も含め、全ての別学校を共学化すべきとした。

(理由)

- 各学区内では誰もが希望校を受験する資格を有するべきで、男女の性によって排除されてはならない。

(3) 県立高校将来構想の策定・男女共学化の決定(平成13年3月)

県教育委員会は、「校舎の改築や学科改編、再編などを機に、対象校ごとに関係者の理解を得ながら、全ての別学校の共学化」を進め、平成22年度までにすべての県立高校を男女共学化することを決定した。

(理由)

- ① 高校生という多感な時期に、男女が共に学び、理解し、成長し合う場を日常的に設けることが教育環境として望ましいこと。
- ② 社会の在り方の反映である学校においては、男女が共に学ぶ方が自然であること。
- ③ 県民の負担で設置されている県立高校においては、性差による入学制限を設けることは好ましくないこと。

2. 施策の実施状況

【表1】共学化の実施状況

| 区分 | 統合共学化 | 単独校の共学化 | 中高一貫校への改編 |
|--------|-------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 平成17年度 | ■角田・□角田女子 ■築館・□築館女子 ■気仙沼・□鼎が浦 | ■古川 | □古川女子 |
| 平成18年度 | | ■石巻 □石巻女子 ■石巻商業 | |
| 平成19年度 | | ■仙台第二 | |
| 平成20年度 | | □第一女子 | |
| 平成21年度 | | ■仙台第三 | |
| 平成22年度 | ■白石・□白石女子 ■塩釜・□塩釜女子 | ■仙台第一 □第三女子 | □第二女子 |

(備考) ■旧男子校, □旧女子校

Ⅱ 全県一学区化について

1. 全県一学区化の経緯

(1) 通学区域の拡大

学区制の趣旨は、高等学校への入学希望者を、各地域においてできるだけ多く収容し、地域の学校としての意義と特色を発揮させることにあった。しかし、高校教育の量的な普及が進むとともに、生徒の多様な学習ニーズへの対応や、学校選択の機会の確保がより重要な政策課題となってきた。

そのような中であって、県教育委員会は、生徒の学校選択の機会を拡大する方向で、通学区域の見直しを行ってきた。

図2 通学区域の変遷

| 昭和25年度 (学区設定) | 昭和52年度 (仙台学区の南北分割) | | 平成13年度 (通学区域の拡大) | |
|------------------|-----------------------|------|---------------------|------|
| 学区 | 地区 | 学区 | 地区 | 学区 |
| 刈田柴田 | 白石 | 刈田柴田 | 南部 | 刈田柴田 |
| 伊具 | | 伊具 | | 伊具 |
| 亘理名取 | 仙台南 | 亘理名取 | 中部南 | 亘理名取 |
| 仙台 | | 仙台南 | | 仙台南 |
| 塩釜 | 仙台北 | 仙台北 | 中部北 | 仙台北 |
| 黒川 | | 塩釜 | | 塩釜 |
| 大崎 | | 黒川 | | 黒川 |
| 遠田 | 古川 | 大崎 | 北部 | 大崎 |
| 登米 | | 遠田 | | 遠田 |
| 栗原 | 登米 | 登米 | | 登米 |
| 石巻 | 石巻 | 栗原 | 東部 | 栗原 |
| 飯野川 | | 石巻 | | 石巻 |
| 本吉 | 飯野川 | 飯野川 | | 飯野川 |
| | 本吉 | 本吉 | 本吉 | 本吉 |

| | | |
|--|---|--|
| (13学区) | (8地区) | (5地区) |
| ○生活圏・居住圏としての一定の地域のまとまり、学校数・収容人数、交通網の実態を考慮し、通学区域を設定 | ○過度な受験競争を抑制するため、大規模化した仙台学区を南北に分割 ○南北調整措置(仙台北の女子は、仙台南の女子校定員の25%まで受入)を設定 | ○生徒の学校選択の自由を拡大するため、北部地区、東部地区に拡大 ○3%枠(他地区への通学について各高校の定員の3%まで受入)を設定 |

| |
|---|
| ※昭和39年度から、複数の学区を「地区」にまとめ、通学可能な区域としている ※その他、隣接する学区に入学できる調整措置を設定 |
|---|

(2) 法律の改正

平成13年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会が公立高校の通学区域を定めることを規定する条項が削除され、通学区域の設定については、その存廃も含め、教育委員会において判断することとなった。

(3) 高等学校入学者選抜審議会における検討

- ① 県立高校の通学区域(学区制)の在り方について諮問(平成17年7月)
- ② 中間報告(平成18年3月)

- ・生徒の学校選択の自由を拡大する方向で制度を見直すことが望ましい。
- ・「3%枠（入学定員の3%まで他地区の生徒を受け入れる措置）の拡大」と「学区の撤廃」の両論併記

③ 答申（平成18年11月）

- ・生徒の学校選択の自由を拡大し、本県の県立高校の更なる活性化と魅力ある高校づくりを願う見地から、特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、現在の通学区域については、撤廃し、全県一学区とすることが望ましい。
- ・通学区域の見直しに当たっては、次の点に配慮する必要がある。
 - i) 魅力ある学校づくりの一層の推進
 - ii) 制度見直しの十分な周知をはじめ、生徒が適切に学校選択できる環境の整備

（4）「県立高等学校通学区域見直し方針」の決定

県教育委員会は、上記答申を受け、平成18年11月から県立高等学校の通学区域の在り方について協議し、平成19年3月に、高等学校入学者選抜審議会の答申（上記（3）③）のとおり全県一学区化とすることを決定。

（理由）

- ① 生徒の学校選択の自由が確保され、学校の活性化が期待されるなど、通学区域の撤廃によってもたらされる効果が大きいこと。
- ② 懸念事項については、地方の進学拠点校の進路実績や総合学科等の地区間志願者の動向等から考えて、その可能性が現実的には小さく、しっかりとした対策に取り組むことによって回避することが十分可能であること。

2. 施策の実施状況

平成22年度の入学者選抜から、全県一学区とした。